

## 質問事項に対する回答書

担当課

件名 令和8年度九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所外9箇所で使用する電気

経理調達課 契約企画係

	質問	回答
1	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	入札説明書6.(3)②のとおり、入札書の日付は、持参の場合は持参日、郵送・託送の場合は発送日としてください。
2	自家発補給電力の契約はありますか。	全施設において自家発補給電力の契約はありません。
3	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約期間中に増設工事等の予定はありません。また、仕様書に記載の契約電力は想定ですが、いずれの施設もこれまで500kW以上になったことはありません。
4	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	全施設において予備電力の契約は予定しておりません。
5	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	電気料金の支払いについては、問題ありません。なお、支払期日は契約書第8条第1項に記載のとおり、発注者は供給者から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとしております。
6	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
7	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3(3)のとおり、送電開始は令和8年4月1日0:00、計量日は毎月1日です。
8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
9	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	当局以外が支払を行うことはありません。当局から振込を行際には、施設ごとの金額ではなく、支出費目毎の金額に合算、分割して振り込みますが、振込元は同一です。必要であれば、支払前に内訳をお知らせすることは可能です。
10	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は全施設についています。
11	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	原則として配付資料の契約書(案)を使用しますが、協議に応じられる場合もありますので、個別具体な内容については別途ご相談ください。
12	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書について留め方等の指定はありません。 郵送提出の際は、入札説明書6.(3)イに記載のとおり、二重封筒で提出してください。
13	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	当局想定では基本料金単価及び電力量料金単価に消費税及び地方消費税を含む計算としております。 各月の基本料金及び電力量料金については、端数処理の指定はありません。 各月の基本料金と電力量料金の合計に1円未満の端数がある場合及び1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際の端数処理については、ご質問のとおりで問題ありません。

14	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直した後に足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	入札内訳書は施設ごとに作成してください。 なお、入札金額は各施設の消費税を含む年額を合計した後に税抜きの金額を算出しています。
15	各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	当局よりプラン形態の指定は行っておりません。
16	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	Excel等の様式はダウンロード資料の中に入っています。
17	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整額は、契約書第2条第4項に記載のとおり、「本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札時における標準供給条件の算定方法によるもの」としております。
18	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	質問17的回答のとおりです。
19	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	入札説明書2.(5)(2)のとおり、入札金額に燃料費調整額等は含まず、契約単価にも燃料費調整額等は含みません。
20	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	入札公告3.(7)に記載のとおり、「開札の日には落札決定を保留したうえで、落札予定者を決定し、落札決定及び契約締結は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする」としております。
21	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	料金の請求について、各月の基本料金及び電力量料金に端数処理の指定はありませんが、契約書第8条第1項に記載のとおり、再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、再エネ賦課金)が必要な場合は、使用電力量に再エネ賦課金の単価を乗じた額に一円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。また、各月の基本料金と電力量料金の合計に1円未満の端数がある場合もこれを切り捨てます。なお、契約単価には、ご認識のとおり、消費税及び地方消費税の相当額を含みます。
22	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書第2条第3項に記載のとおり、「発注者と供給者にて協議の上、協議時における本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札時における標準供給条件を上限として、契約金額を改定することができる」としております。
23	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますかよろしいでしょうか。	問題ありません。
24	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	当局では、日々電気が供給されたことの確認をもって検査としておりますので、検針後に請求書及び内訳書の発行をしていただいて問題ありません。 なお、WEB等による請求書発行の場合、当局が確定版請求書をダウンロードをした日を請求書の受理日とします。

25	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたいと考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	2回目の入札書の提出期限までに入札辞退届を提出してください。 システムにより参加の場合は、システム上にて辞退届を作成出来ます。 紙入札により参加の場合は、入札書の入札金額の欄に「辞退」と記入して提出してください。 なお、紙入札方式により参加する場合、入札説明書6.(8)⑤のとおり、開札に立ち会わなかつた者は、再度の入札に参加することは出来ず、辞退届の提出は必要ありません。
26	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の提出日等については、落札予定者と調整します。
27	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますかが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、「燃料費調整単価」が分かるようにされてください。
28	特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出をご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は半年ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となることご了承いただけますでしょうか。	契約終了後1回の提出で問題ありません。
29	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の60%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たして提出させていただいてよろしいでしょうか。	「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たしており、当該契約分が明確にわかるものであれば問題ありません。
30	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますかがご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	各施設をまとめた1枚での発行で問題ございません。
31	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送付時期についてはご質問のとおりで問題ございませんが、証明書発行後は速やかにご提出ください。
32	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	契約書第2条第4項に記載のとおり、「燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、市場単価調整額は、本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札時における標準供給条件の算定方法によるもの」としております。
33	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	毎月の基本料金単価及び電力量料金単価は契約締結時の単価となります。 また、市場単価調整額は契約書第2条第4項に記載のとおり「本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札時における標準供給条件の算定方法によるもの」としております。
34	電子システムにて入札書を提出する際にも様式のデータ添付は必要ですか。	入札説明書6.(3)①に記載のとおり、「入札の際、内訳書を添付すること」としております。
35	弊社は紙契約書の締結を希望しますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。